

趣 旨

本指針は、上士幌町認定こども園（以下「こども園」という。）において自園調理する給食への異物混入を防止するため、学校給食衛生管理基準のほか、児童福祉施設等における「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を踏まえ、こども園及び食品納入業者への徹底した衛生管理や品質管理・安全確保体制の強化に努めるとともに、様々な状況に応じた的確な判断と迅速な対応ができる仕組みとするために定めるものである。また、園児に対する健康被害防止を最優先に考え、給食への異物混入を未然に防止する対策を適切に行うことにより、おいしく安心安全な給食の提供を通じた食育の推進に努めるものである。

第1章 食品に混入する異物

1 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。【厚生労働省監修「食品衛生検査指針」より】

2 異物混入の種別・形態別基準

原料そのものに由来する物質（食物の皮や殻、骨片等）や食品の変色等は、異物とはしない。異物の危険物とは、人体に危険と思われる異物であり、喫食することにより生命に深刻な影響を与える異物又は健康被害が生じるおそれのある異物として、下記の表を参考に、種類や大きさ、量、頻度、発見時の状況により危険性を判断する。

[異物の危険物・非危険物の目安]

下記は、傷病等の被害が発生するおそれがある異物を参考として分類、例示したもの。

危険物	針、食器片、ガラス、金属類、プラスチック、包丁等の刃、ゴム類、機械部品、乾燥剤、衛生害虫（ハエ、ごきぶり、クモ等）、ネズミの糞、カビ等
非危険物	毛髪、繊維片、食品の包材の破片（ビニール等）、食品に付着していた虫等健康被害が生じるおそれがないもの

※令和3年（2021年）4月2日付け教健体第9号 北海道教育庁学校教育局健康・体育課長通知
参照

※上記例示は目安であり、種類や大きさ、量、頻度等により危険性が異なる。

第2章 異物混入の防止対策

1 食材納入時の衛生管理

- ①納入業者へ異物混入防止に関する注意喚起と協力依頼を行う。
- ②納入物は、破れにくいビニール袋等に余裕を持って入れることとし、異物混入や品質の劣化等について検収する。
- ③冷凍食品等の食材の保管についても、冷蔵・冷凍庫の庫内温度の確認や食品庫内の安全を確保すること。

2 調理室の対策

(1) 衛生・安全管理体制

こども園長（以下「園長」という。）は、下記の事項について調理従事者に確認・助言を行うこととし、調理従事者は園長に対し、報告・提言することとする。

・施設や設備の衛生管理・施設や設備、機械器具類の保守点検・小動物や昆虫等の防除・使用水の衛生管理・廃棄物の衛生管理・調理従事者の衛生教育、衛生管理・食品等の衛生的な取扱い・事故等の発生

(2) 身支度

- ①調理員は、清潔な白衣を着用し、頭髪はすべて帽子の中に入れる。粘着ローラなどを用い、白衣表面の毛髪・ほこり等を除去し、職員相互で確認する。
- ②装飾物が付く衣服、アクセサリ類は身に着けないこととし、糸くずなどのほつれやボタン類は随時確認する。
- ③調理室から休憩室等へ移動する際は、白衣や帽子を外し再度調理室へ入室する際に①の確認を行う。

(3) 調理室の点検

- ①調理室への関係者以外の立入りを禁止する。
- ②調理室は、常に整理整頓を行い、調理前後の点検を行う。
- ③調理員は、毎日の作業開始前後において、機器等のネジのゆるみ、部品の脱落、容器等の欠損の有無を確認する。
- ④調理器具に破損や劣化が見られる場合は使用を中止するとともに、速やかに園長に報告し、交換等適切な対応を行う。
- ⑤クリップ、マグネット、ボールペン等の使用は最低限にとどめ、使用数の確認を行う。
- ⑥消毒薬、洗剤等が混入することがないように適切な場所に配置する。

(4) 調理作業における遵守事項

- ①下処理及び調理のすべての工程は、複数の調理員による目視確認を徹底し、異物混入等の異常を発見した時は速かに栄養士を通じて園長に報告する。

- ②調理機器は、適正な取扱い方法以外で利用しない。
- ③食材の袋やパックを開封した際は、切れ端、乾燥剤、内蓋等を適切に分類し、調理終了時に処分する。
- ④ビニール袋に入る食材をはさみで切り、開封する際は、切れ端が出ないように二度切りをしないほか、切り落とさず、シールの貼付部を切断しない。
- ⑤加工食品などを使用する際は、直接ほかの食材と混ぜ合わせる前に異物の混入がないか目視確認し、ほぐす等の処理を行ってから使用する。
- ⑥和え物を作成するときは、丸くまとまった具材をほぐす等、中身に異物の混入がないか確認しながら和える。

(5) 検食

園長は、給食が開始される前に検食を行い、異物の混入や異臭の有無等を確認し、異常があった場合は原因が判明するまで配膳を開始しない。

(6) 配送時における点検

こども園調理室から分室（乳幼児用保育室）までの給食の配送に関わり、配送業者に安全衛生管理の徹底について指導すること。

3 保育室の対策

(1) 身支度

- ①配膳前の手洗いを徹底する。
- ②配膳用のエプロン等を着用するなど、配膳前に異物付着の有無を確認する。
- ③手指のケガを絆創膏などで処置している場合は手袋を着用する。

(2) 保育室の点検

- ①毛髪、ほこり等がないよう配膳台を清潔にし、清潔な状態を維持する。
- ②配膳器具・食具等に破損や汚れがないか目視確認する。

(3) 配膳及び食事時の留意事項

- ①配膳の際は、異物がないか目視確認する。
- ②配膳器具は適正に取り扱う。
- ③アルミホイルやビニール袋等に入った食品は、子どもの発達に応じて言葉かけや保育教諭が取り除いて配膳する。
- ④食事中は、園児の口の動きや表情を見ながら、異物混入などの異常がないか確認する。
- ⑤食器等の破損の有無を確認する。

(4) その他

配膳・食事中に異物混入等の異常を確認した場合は速やかに園長に報告し、他の学級にも連絡して配膳及び食事を一時中断し、園長の判断を仰ぐ。

第3章 異物混入があった場合の対応

1 調理行程で異物が発見された場合の対応

(1) 非危険物（虫・毛髪・梱包資材等の混入時）

- ①混入している異物が「少量」で取り除くことが可能な場合は、異物を全て取り除いてから調理する。また、混入した異物を保管するとともに、混入の状況により、異物の種類や数量、形状、混入状況等について、園長は教育長に報告する。
- ②混入している異物が「多量」で取り除くことが困難な場合は、異物の混入により影響する料理が異物の種類や数量、混入状況等から判断し、釜単位で料理の提供を中止する場合は、影響する学級について調査し、異物の種類や数量、形状、混入状況、影響する学級について直ちに園長は教育長に報告する。
- ③調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ④混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行う。
- ⑤調査結果及び対応状況について、園長は教育長に報告する。
- ⑥異物混入の状況について、必要に応じて「帯広保健所」に電話で報告するとともに対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。
- ⑦対応状況及び対応結果について、必要に応じて「帯広保健所」に報告する。

(2) 危険物（金属・ガラス等の混入時）

- ①異物の混入により影響する料理が異物の種類や数量、形状、混入状況等から判断し、釜単位で料理の提供を中止する場合は、影響する学級について調査する。また、混入した異物を保管するとともに、異物の種類や数量、形状、混入状況、影響する学級について直ちに園長は教育長に報告する。
- ②調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ③混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行う。
- ④調査結果及び対応状況について、園長は教育長に報告する。
- ⑤異物混入の状況について、「帯広保健所」に電話で報告するとともに対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。
- ⑥対応状況及び対応結果について、「帯広保健所」に報告する。

2 配膳・喫食時に異物が混入していた場合の対応

(1) 非危険物（虫・毛髪・梱包資材等の混入時）

- ①配膳した料理から「少量」の異物が発見された場合は、園長は新しい料理に取り替え、安全を確認した上で喫食をするよう当該学級に指示する。また、食缶内から「少量」の異物が発見された場合は、異物を取り除いて安全を確認した上で喫食するよう当該学級に指示する。

- ②配膳した料理から「多量」の異物が発見された場合は、園長は混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう当該学級に指示する。また、食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう当該学級に指示する。
- ③異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査する。
- ④「多量」に混入しているおそれのある場合であって、全学級に及ぶと思われるときは、園長は全学級に異物混入の情報を通知し、注意を呼び掛ける。
- ⑤園長は、異物混入の状況について教育長に報告する。ただし、配膳開始後に異物が混入したと判断される場合を除くものとする。

(2) 危険物（金属・ガラス等の混入時）

- ①異物が発見された場合は、園長は直ちに混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、園児の安全確認を行うよう当該学級に指示する。
- ②異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査する。
- ③異物が混入していた食器、食缶は、そのままの状態に保存する。
- ④園長は全学級に異物混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、園児の安全確認及び喫食状況等の調査を行うよう指示する。
- ⑤園児が異物を口にした場合、囑託医と連絡を取り、処置について指示を受け、必要に応じて医療機関に搬送する。
- ⑥園長は、異物混入の状況について教育長に報告する。ただし、配膳開始後に異物が混入したと思われる場合を除くものとする。

※参考（6頁）…異物混入発見場所別対応フロー図

3 混入原因の究明

こども園は、速やかにその原因を明らかにし、再発を防止するための適切な措置を講ずる。教育委員会は混入した異物が危険物又は多量の非危険物であった場合は、「異物混入対応会議」を開き、対応、公表等について協議する。同会議の出席者は、教育長、園長、幼児教育課長、幼児教育課主幹（副園長）、こども園栄養士その他教育長が必要と認める者とする。

4 保護者への対応

給食の中止又は献立の一部を中止した場合は、保護者に対して異物混入の事実について文書で報告する。

また、異物混入のあった園児の保護者に対しては、異物混入の事実について、迅速かつ誠意をもって状況の説明と謝罪を行うとともに、継続して園児の体調確認を行う。

異物混入発見場所別対応フロー図

